

高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額申告書

受付

年 月 日

柏崎市長 様

住 所

申告者氏名
(納税義務者) (名称)

電話番号 ()

個人番号又は法人番号																			
------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法附則第15条の9第4項及び同条第5項に規定する高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、柏崎市税条例附則第9条の3第8項の規定に基づき、次のとおり申告します。

家屋の所在	柏崎市	家屋番号	
種 類	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅		
延床面積	併用住宅にあつてはそのうちの住宅部分床面積		㎡
建築年月日	年 月 日		
登記年月日	年 月 日		
令附則第12条第23項に掲げる者	住所	居宅者要件	<input type="checkbox"/> 65歳以上の者 <input type="checkbox"/> 要介護認定又は要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> 障害者
	氏名		
居住安全改修工事完了年月日	年 月 日		
居住安全改修工事の内容	<input type="checkbox"/> 廊下の拡幅 <input type="checkbox"/> 階段の勾配緩和 <input type="checkbox"/> 浴室の改良 <input type="checkbox"/> トイレの改良 <input type="checkbox"/> 手すり取付け <input type="checkbox"/> 床の段差解消 <input type="checkbox"/> 引き戸への取替え <input type="checkbox"/> 床の滑り止め化		
居住安全改修工事に要した費用	① 改修費用 円	② ①に含まれている補助金等 円	③ ①から②を控除した金額 円 ③の金額が50万円を超える改修工事であることが必須要件
居住安全改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかった理由			
世帯区分等状況確認	本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について税務課が各業務担当課へ照会することに、 <p style="text-align: center;">同意します ・ 同意しません</p> いずれかに○を記入してください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。		

高齢者等居住（バリアフリー）改修住宅に対する固定資産税の減額申告書について

この申告書は、高齢者等居住改修工事（以下「バリアフリー改修工事」という。）が完了した住宅の固定資産税の減額適用を受ける場合に、その家屋の所有者から申告していただくものです。

1 概要

(1)新築された日から10年以上経過した住宅で令和8年(2026年)3月31日までの間にバリアフリー改修工事が完了した家屋の固定資産税額（上限100㎡）の3分の1を減額します。

※併用住宅の場合、減額の対象となるのは居住部分のみとなります。

(2)減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度1年分です。

2 対象となる家屋

(1)新築された日から10年以上経過した住宅であること。

(2)改修工事完了日の属する年の翌年1月1日時点で65歳以上の者、介護保険法の要介護(要支援)の認定を受けている者又は障害を持っている者のいずれかが居住する住宅(賃貸住宅を除く。)であること。

(3)家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下（併用住宅は居住床面積が全体床面積の2分の1以上）であること。

(4)対象となるバリアフリー改修工事を行っていること。

3 対象となるバリアフリー改修工事

(1)改修工事に要した費用が1戸当たり50万円を超えるものであること。

※改修工事費に国や地方公共団体からの補助金等が含まれている場合はそれを除いた金額。

(2)次のいずれかに該当する改修工事を行うこと。

- | | |
|-----------|------------|
| ① 廊下の拡幅 | ⑤ 手すり取付け |
| ② 階段の勾配緩和 | ⑥ 床の段差解消 |
| ③ 浴室の改良 | ⑦ 引き戸への取替え |
| ④ トイレの改良 | ⑧ 床の滑り止め化 |

4 提出書類

(1)介護保険法の要介護(要支援)の認定を受けている者又は障害を持っている者 ⇒ 各種手帳等の写し
上記に該当しない65歳以上の者 ⇒ 住民票の写し

(2)改修工事に要した費用が確認できる書類（工事見積書、契約書、工事費用の領収書等）

※介護保険制度による住宅改修費の給付や住宅改修に対する補助金の交付を受けている場合は、それらの金額が確認できる書類が必要です。

(3)工事内容が確認できる書類（工事明細書、工事前後の写真等）

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

5 申告期限

バリアフリー改修工事が完了した日から3か月以内に申告書を提出してください。

3か月以内に提出することできなかった場合は、その理由を記載してください。

6 提出先

柏崎市役所財務部税務課家屋係

電話：21-2256（直通）